

にかほ市における風力発電施設建設に関するガイドライン

1. ガイドラインの目的と役割について

本ガイドラインは、にかほ市内において風力発電の施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）【※1】の建設を行う事業者が遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることにより、環境の保全と風力発電施設等の建設促進との両立を図ることを目的とする。

また、本市では、平成23年2月に策定した「にかほ市地域新エネルギービジョン」の中でも述べているとおり、①エネルギー自給率の向上、②地球環境保全への寄与、③新たな産業の育成を享受するために、各分野の産業が連携を図り、「自然豊かで快適な生活環境の整った『住みたいまち』」の実現をめざしている。したがって、このガイドラインは、市民と行政および事業者等が協働により、豊かな自然環境を保全・創造し、風力発電の導入を支援するためのベースとなるものである。

2. 対象

(1)対象施設

ア 本ガイドラインは、本市において、風力発電施設等の新設、増設、又は大規模な改修（以下、「建設等」という。）【※2】を行う場合を対象とする。なお、大規模な改修とは、改修に係る施設等が全面的に機種の変更や景観等に大幅な影響を与える場合（風車の羽の着色変更など）をいう。

イ 発電規模が100キロワット未満【※3】の風力発電施設等については対象外とする。

(2)対象地域

ガイドラインの対象地域は、市内全域とする。ただし、本市行政区域に属さない場合であっても、本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

3. 建設等に当たっての調整手順

(1)市の窓口

事業者は、総務部企画情報課を市の窓口として、風力発電施設等の建設等について、市の所管課と協議するものとする。

(2)風力発電施設等の建設に関する事前説明

ア 事業者は、風況調査に先立ち、市に対して当該事業の概要について風力発電事業の実施に係る事前協議届出書（様式1）に関係書類を添えて、事前に説明を行うものとする。

イ 事業者は、環境影響評価の手続き【※4】に先立ち、風力発電施設等の建設等に係る環境影響を受ける範囲【※5】であると認められる自治会（以下、「自治会」という。）の住民及び周辺地権者（以下、「自治会の住民等」という。）に対して、当該建設等の地域及び規模の概要について、事前に説明会を行うものとする。

ウ 事業者は、環境影響評価の手続きが終了次第、市に対して、建設等の地域、規模の概要並びに方法書及び評価書案に対する意見書の内容等について説明を行うものとする。

(3)風力発電施設等の建設等に係る届出

ア 事業者は、風況調査が終了し、風力発電施設等の建設等の地域及び規模の概要を計画した時点で、風力発電事業の実施に係る届出書（様式2）に関係書類を

添えて、市に提出するものとする。

- イ 前号の規定は、届出書の提出後、計画に変更が生じた場合について準用する。
- ウ 建設等を協議するうえで、市から必要な資料の提出を求められた場合においては、事業者は速やかに書類を提出するものとする。

(4)法規制に係る協議

- ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に係る法規制について、市の関係各課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。
- イ 想定される主な法規制は、別表1のとおりとする。

(5)環境影響評価の実施

- ア 事業者は、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）が定める環境影響評価の手続きに基づいて、環境影響評価を実施するものとする。
- イ 事業者は、環境影響評価書を作成するための事前資料として、以下の書類（以下、「環境影響評価方法書等」という。）を作成するものとする。
 - ・環境影響評価方法書
 - ・環境影響評価書案
- ウ 事業者は、環境影響評価方法書等を作成する場合には、NEDOが定める方法とあわせて、以下の事項【※6】を環境影響評価の項目又は手法の中に加えて調査を行うものとする。
 - ・振動
 - ・広告物
 - ・光害
 - ・文化財
 - ・工事中の環境影響評価
 - ・安全対策【※7】
- エ 事業者は、環境影響評価方法書等を作成する場合には、事前に各評価項目の内容について関係各課と調整を行うものとする。
- オ 事業者は、次項以下の説明会等で聴取した意見を考慮し、環境影響評価方法書等の記載事項について検討を加え、その内容を環境影響評価方法書等及び環境影響評価書に反映させるものとする。
- カ 事業者は、当該風力発電施設等の発電規模に関わらず、NEDOが定める環境影響評価の手続きに基づいて環境影響評価方法書等を公開し、地域への情報提供及び有識者からの意見聴取を行うものとする。
- キ 事業者は、環境影響評価方法書等を市に対して、作成後速やかに提出するものとする。
- ク 市は、提出された環境影響評価方法書等に対して、意見を述べることができる。

(6)自治会等の住民への説明

- ア 事業者は、環境影響評価方法書等を作成した場合には、その都度【※8】、自治会等の住民に対して、環境影響評価方法書等に基づく説明会を開催し、意見を求めるものとする。
- イ 事業者は、説明会で出された意見を議事録として調製し、市に対して写しを提出するものとする。
- ウ 事業者は、環境影響評価方法書等に基づく説明会を開催し、自治会の同意を書面で得るものとする。
- エ 事業者は、前号の自治会の同意を得るに当たっては、自治会内の合意形成のための十分な回答期間を設けるものとする。

(7)各種関連団体への説明

- ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる各種関連団体【※9】に対して、当該建設事業について説明を行い、意見を求めるものとする。
- イ 事業者は、各種関連団体より出された意見を取りまとめ、市に対して報告するものとする。

(8)市への説明

事業者は、環境影響評価方法書等を作成した場合には、その都度、市に対して環境影響評価方法書等に提出し、当該建設事業について説明を行うものとする。

(9)専門家の意見聴取

市は、環境、景観又は住民生活への影響の観点から、必要に応じて、専門家等【※10】の意見を聴取するものとする。

(10)調整の進捗状況の報告

事業者は、風力発電施設等の建設等に係る調査、計画の進捗状況について、市に対して3ヵ月に1回以上報告するものとする。

(11)環境影響評価書の提出

事業者は、自治会の住民等及び各種関連団体への説明並びにNEDOマニュアルに基づく環境影響評価の手続きが全て終了した場合は、環境影響評価書を作成後速やかに市に対して提出するものとする。

(12)市との協議

事業者は環境影響評価書を提出した後、市と協議をし、必要な調整を行うものとする。

4. 風力発電施設を建設する際の基準

(1)住宅等との距離

風力発電施設等の建設等にあたっては、住宅等【※11】と当該風力発電施設等との距離が地上と風車の最高点との長さの4倍以上であることを要する。ただし、その距離が500メートルに満たないときは、500メートル以上【※12】とする。この場合において、住宅等との距離は、住宅等と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。

(2)騒音

環境基準が設定されている地域については、当該風力発電施設等の設置予定位置から最寄りの住宅等において、騒音に係る環境基準【※13】の基準値を超えないものとする。

(3)振動

風力発電施設等の敷地境界において、振動規制法（昭和46年法律第64号）に基づく地域の指定等の振動の規制基準【※14】を超えないものとする。

(4)低周波音

当該風力発電施設から最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値【※15】を超えないものとする。

(5)電波障害

- ア 事業者は、電波のルートを調査し、これを避けて設置するものとする。対象となる電波【※16】は、電波法で定める重要無線通信やその他生活基盤上重要な電波とする。
- イ 前号の規定にかかわらず、電波障害が生じる可能性のある施設が周辺に存在する場合には、総務省の各管轄地域の総合通信局「電波伝搬障害」担当部署【※17】に問い合わせるなど、別途検討するものとする。
- ウ 事業者は、テレビ電波等への影響が回避できない場合には、電波障害が起こりうる範囲の住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のための措置を講じるものとする。

(6)自然環境

- ア 事業者は、環境影響評価を行い、風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じるものとする。
- イ 事業者は、鳥類に対する影響について「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（H23.1 環境省自然環境局野生生物課）」により、必要な措置を講じるものとする。
- ウ 事業者は、動植物に与える影響が回避できない場合には、市の関係各課と環境保全対策【※18】について十分な協議を行い、改善のための措置を講じるものとする。
- エ 事業者は、動植物に与える影響が甚大で、復元が困難であるとして、市から当該建設等の計画の変更または中止を求められた場合には、必要な措置を講じるものとする。

(7)景観

- ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、環境省が定めた「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」により、良好な景観の形成に努めるよう計画するものとする。
- イ 事業者は、景観資源【※19】の近郊に風力発電施設等の建設等を行う場合には、四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法【※20】によって予測し、その結果を市に対して提出するものとする。
- ウ 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩【※21】については、周囲の景観と調和が図られるものとする。
- エ 事業者は、景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害する【※22】として、市から当該風力発電施設等の建設計画の変更又は中止を求められた場合には、必要な措置を講じるものとする。

(8)広告物

事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼす恐れのないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(9)光害

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、動植物への影響及び光害【※23】が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(10)文化財

事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、文化財保護法（昭和25年法律第214条）第1条【※24】に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財【※25】及び埋蔵文化財【※26】以外の文化財についても

文化財に関する知見を有する者及び市文化財保護課から情報を聴取し、風力発電施設等の建設等の影響から保護するよう努めるものとする。

5. 建設等の工事中及び工事完了後における遵守事項

(1) 建設等の工事中の調査と報告

- ア 事業者は、建設等の工事中の環境、景観及び住民生活への影響の状況を把握するための調査（環境影響評価書の記載事項を含む）を行い、工事の進捗状況とあわせて、調査の結果を市及び自治会の住民等並びに各種関連団体へ書面で随時報告するものとする。
- イ 事業者は、前号の調査の結果、風力発電施設等の建設等の工事による環境への影響が認められた場合には、改善のための措置を講じるものとする。市から改善のための措置を求められた場合についても同様とする。

(2) 建設等の工事中における紛争の処理

- ア 事業者は、風力発電施設等の建設等の工事に起因する紛争の予防に常に努めるものとする。
- イ 事業者は、紛争が生じた場合には、当該紛争の解決のため、誠意をもって適切かつ迅速な調整、対応を行うものとする。
- ウ 事業者は、前号の紛争の状況について、市に速やかに報告するものとする。

(3) 建設等の工事完了後における遵守事項

(1)(2)の規定は、建設等の工事完了後における遵守事項について準用する。この場合において、「建設等の工事中」とあるのは、「建設等の工事完了後」と「工事の進捗状況と合わせて、調査の結果を」とあるのは、「調査の結果を」と、「風力発電施設等の建設等の工事」とあるのは「風力発電施設等」と読み替えるものとする。

(4) 市の施策への協力

事業者は、市が行う風力発電施設等に関する観光施策等【※27】に積極的に協力し、地域振興に努めるものとする。

6. ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

附則

このガイドラインは、平成25年1月4日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成25年2月19日から施行する。

別表1 想定される主な法規制

【風力発電施設建設に係る公的な法制限】	
法 規	内 容
建築基準法	高さが15メートル以上の工作物の建設に当たって建築確認の申請書を提出。
道路法	車両制限令で定める最高限度を超える特殊貨物の運搬の許可
河川法	河川区域内での建設又は一時的な占有や車両の運行を行う場合は河川管理者の許可。
道路交通法	車両の積載重量、大きさ若しくは積載方法の制限を超える運搬。 許 認 可：出発地警察署長 道路の使用：所轄警察署長
電波法	電波障害防止区域に建設する場合（31メートル以上）は、総務大臣に届出。
航空法	・風車の最高点が60メートルを超える場合は、同じ高さのポールを設置。 ・昼間障害標識及び低光度航空障害灯（不動灯）中光度航空障害灯（点滅灯）の設置。 国土交通省航空局電気機械課と調整。
消防法	建 材：使用する場所により難燃性や不燃性が定められている。 蓄電池：蓄電池の規模により許認可。
騒音規制法	騒音規制地域で特定建設作業を施工する場合は、工事開始前（7日）ににかほ市長に届出。
森林法	民有林、公有林内の建設で、開発面積が1ヘクタールを超える場合は、当該都道府県知事に許認可の申請。 保安林で立木を伐採しようとする場合は、大臣又は県知事の許可。
砂防法	砂防指定地域内での建設は、当該都道府県知事に又は所管土木事務所長に許認可の申請。
地滑り等防止法	地滑り防止地域での建設は、当該都道府県知事に許認可の申請。
自然環境保全法・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、生息地等保護区内において開発を行う場合は、当該都道府県知事に許認可の申請。
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行う場合は、法に定められた届出、若しくは通知。 建設時に遺跡と認められるものを発見した場合は、書面で文化庁長官に届出。（実務は、市教育委員会経由、県教育委員会）
農地法	農地又は採草放牧地に建設する場合 ・4ヘクタール以下：県知事の許可。（2ヘクタールを超える場合は、農林水産大臣と事前協議が必要） ・4ヘクタールを超える：農林水産大臣に転用の許可。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内に建設する場合は、市に農用地除外の申請。
国土利用計画法	一定規模以上の土地取引があった場合は、土地を譲り受けた人が契約日を含めて2週間以内に当該市町村を経由して都道府県知事に届出。 市 街 化 区 域：2,000平方メートル以上 市街化調整区域：5,000平方メートル以上
都市計画法	都市計画区域内で既定の条件を満たしていない場合は、当該都

	道府県知事に許認可の申請。
自然公園法・秋田県立自然公園条例	国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園に対し、特別地域、特別保護地区、普通地域に分類して許認可又は届出。
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域での水域の占用は、港湾管理者の許可。
漁港漁場整備法	漁港の区域内の水域での工作物の建設は、漁港管理者の許可。
海岸法	海岸保全区域で工作物を設けて占用する場合は、港湾管理者の許可。
港則法	港内又は港の境界付近における船舶交通の安全のため、強力な灯火を使用してはならない。
航路標識法	航路標識と誤認されるおそれのある灯火をしてはならない。
漁業権	漁業権は、物件とみなし、土地に関する規定を準用。

その他

- ・施設の策定時に事前に埋蔵文化財の有無の照会を出し、その取り扱いについて事前の協議が必要。

付表 1

※1	送電線等の付帯設備	送電線等には、資機材等輸送用道路を含む。
※2	大規模な改修	大規模な改修とは、風力発電施設等の変更で、機種の全面的な変更、又は環境、景観若しくは住民の生活に大幅な影響を与える変更（回転羽根、タワーの着色変更、回転羽根、タワーその他の大型の資機材の交換等の保守作業）をいう。
※3	100 キロワット未満	独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）では、「事業を検討する目安は、地上高 30 メートルでの年平均風速が 6m/s 以上であることが望ましい。」としている。地上高 30 メートルの風力発電施設の発電規模は、概ね 100 キロワット程度である。 複数導入型においては、単機当たりの発電規模が 100 キロワット未満であっても、全体の発電出力が 100 キロワット以上となる場合は、本ガイドラインの対象とする。（例：10 キロワットの風力発電の施設を 10 基導入する場合、全体の発電出力は 100 キロワットとなり、ガイドラインの対象とする。）
※4	環境影響評価の手続き	独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）編「風力発電のための環境影響評価マニュアル」の中では、環境影響評価の手続きを、①環境影響評価方法書の作成、②地域への情報提供、③有識者からの意見聴取、④環境影響評価の実施、環境影響評価書案の作成、⑤地域への情報提供、⑥有識者からの意見聴取、⑦事業者見解の作成、⑧環境影響評価書の作成、を含む一連の手続きとしている。
※5	風力発電施設等の建設等に係る環境影響を受ける範囲	当該風力発電施設からの距離おおむね 1 キロメートルの範囲をいう。
※6	以下の事項	「4. 風力発電施設を建設する際の基準」の中で、にかほ市が独自に設けた基準であり、実効性を確保するため、環境影響評価の項目又は手法の中に加えることを求める。
※7	安全対策	資機材等輸送用道路、資機材輸送時の交通安全対策、耐震構造、落雷対策、強風対策、土砂崩壊対策、海岸浸食対策
※8	その都度	「環境影響評価方法書」、「環境影響評価書案」の各作成時をいう。各種関連団体、市への説明についても同様とする。
※9	各種関連団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物の保護団体 ・ 写真愛好家団体 ・ 文化財保護団体 ・ 森林組合 ・ 漁業関係団体 ・ その他各種団体
※10	専門家等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の教員

		・調査、研究等を行う企業または研究機関																													
※11	住宅等	住宅のほか、学校、幼稚園、保育園、病院などの文教施設・保健福祉施設等をいう。																													
※12	500m以上	NEDOの「風力発電のための環境影響評価マニュアル」における騒音に係る環境影響を受ける恐れがある地域と同様とする。																													
※13	騒音に係る環境基準 (平成10年環境庁告示第64号)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分 の 地 域</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">基準値</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">昼 間 (6:00～22:00)</th> <th style="text-align: center;">夜 間 (22:00～6:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">55 デシベル以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">45 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">60 デシベル以下</td> <td style="text-align: center;">50 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地域の類型</th> <th style="text-align: center;">都市計画法による用途地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">A</td> <td>第1種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>第2種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>第2種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">B</td> <td>第1種住居地域</td> </tr> <tr> <td>第2種住居地域</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">C</td> <td>近隣商業地域</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考：NEDOの見解 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発 (NEDO) では、「(風車の騒音の基準値が) 定められていない地域では、居住者への影響の程度を検討するため、「騒音に係る環境基準」等を風車騒音評価の目安として準用することが妥当」としている。</p> <p>参考：騒音レベルの目安 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発 (NEDO) では、寝室内の音は40 デシベル、パソコンの冷却ファンが45 デシベル、静かなオフィス内の音は50 デシベル、電話の呼び出し音が60 デシベル程度と例示している。</p> <p>参考：騒音 定格出力時で翼端速度が時速200キロメートルを超えることから、風切り音の問題は依然として残っており、風車の回転に合わせた周期的な音</p>	区 分 の 地 域	基準値		昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)	A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	B	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	地域の類型	都市計画法による用途地域等	A	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	B	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	C	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域
区 分 の 地 域	基準値																														
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)																													
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下																													
B																															
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下																													
地域の類型	都市計画法による用途地域等																														
A	第1種低層住居専用地域																														
	第2種低層住居専用地域																														
	第1種中高層住居専用地域																														
	第2種中高層住居専用地域																														
B	第1種住居地域																														
	第2種住居地域																														
	準住居地域																														
	市街化調整区域																														
C	近隣商業地域																														
	商業地域																														
	準工業地域																														
	工業地域																														

		<p>が、風に乗って遠方まで伝播するケースもある。生活音が小さくなる夜間においては、気象条件によって風下側の谷地等で、風車から発生する騒音がマスキングされずに残存する現象も確認されている。しかも、このような場合に騒音が風によって遠方まで伝播することも考えられ、留意する必要がある。</p>																																												
※14	振動の規制基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"> 区 分 の 時 間 の 地 域 の 類 型 </th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th> 昼 間 (7:00～20:00) </th> <th> 夜 間 (20:00～7:00) </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>60 デシベル以下</td> <td>55 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>65 デシベル以下</td> <td>55 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>65 デシベル以下</td> <td>60 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>65 デシベル以下</td> <td>60 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>70 デシベル以下</td> <td>65 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>75 デシベル以下</td> <td>70 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(振動規制法に基づく地域の指定等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域の類型</th> <th>都市計画法による用途地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>第1種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>第2種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>第2種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>第1種住居地域</td> </tr> <tr> <td>第2種住居地域</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C</td> <td>近隣商業地域</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>都市計画区域で用途地域の定められていない地域</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>工業地域</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>工業専用地域</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 の 時 間 の 地 域 の 類 型	基準値		昼 間 (7:00～20:00)	夜 間 (20:00～7:00)	A	60 デシベル以下	55 デシベル以下	B	65 デシベル以下	55 デシベル以下	C	65 デシベル以下	60 デシベル以下	D	65 デシベル以下	60 デシベル以下	E	70 デシベル以下	65 デシベル以下	F	75 デシベル以下	70 デシベル以下	地域の類型	都市計画法による用途地域等	A	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	B	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	C	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	D	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	E	工業地域	F	工業専用地域
区 分 の 時 間 の 地 域 の 類 型	基準値																																													
	昼 間 (7:00～20:00)	夜 間 (20:00～7:00)																																												
A	60 デシベル以下	55 デシベル以下																																												
B	65 デシベル以下	55 デシベル以下																																												
C	65 デシベル以下	60 デシベル以下																																												
D	65 デシベル以下	60 デシベル以下																																												
E	70 デシベル以下	65 デシベル以下																																												
F	75 デシベル以下	70 デシベル以下																																												
地域の類型	都市計画法による用途地域等																																													
A	第1種低層住居専用地域																																													
	第2種低層住居専用地域																																													
	第1種中高層住居専用地域																																													
	第2種中高層住居専用地域																																													
B	第1種住居地域																																													
	第2種住居地域																																													
	準住居地域																																													
C	近隣商業地域																																													
	商業地域																																													
	準工業地域																																													
D	都市計画区域で用途地域の定められていない地域																																													
E	工業地域																																													
F	工業専用地域																																													

※15	低周波音による物的苦情に関する参照値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)</th> <th>1/3 オクターブバンド 音圧レベル (db)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>70</td></tr> <tr><td>6.3</td><td>71</td></tr> <tr><td>8</td><td>72</td></tr> <tr><td>10</td><td>73</td></tr> <tr><td>12.5</td><td>75</td></tr> <tr><td>16</td><td>77</td></tr> <tr><td>20</td><td>80</td></tr> <tr><td>25</td><td>83</td></tr> <tr><td>31.5</td><td>87</td></tr> <tr><td>40</td><td>93</td></tr> <tr><td>50</td><td>99</td></tr> </tbody> </table>	1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	1/3 オクターブバンド 音圧レベル (db)	5	70	6.3	71	8	72	10	73	12.5	75	16	77	20	80	25	83	31.5	87	40	93	50	99
	1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	1/3 オクターブバンド 音圧レベル (db)																								
5	70																									
6.3	71																									
8	72																									
10	73																									
12.5	75																									
16	77																									
20	80																									
25	83																									
31.5	87																									
40	93																									
50	99																									
低周波音による心身に 係る苦情に関する参照 値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)</th> <th>1/3 オクターブバンド 音圧レベル (db)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>92</td></tr> <tr><td>12.5</td><td>88</td></tr> <tr><td>16</td><td>83</td></tr> <tr><td>20</td><td>76</td></tr> <tr><td>25</td><td>70</td></tr> <tr><td>31.5</td><td>64</td></tr> <tr><td>40</td><td>57</td></tr> <tr><td>50</td><td>52</td></tr> <tr><td>63</td><td>47</td></tr> <tr><td>80</td><td>41</td></tr> </tbody> </table>	1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	1/3 オクターブバンド 音圧レベル (db)	10	92	12.5	88	16	83	20	76	25	70	31.5	64	40	57	50	52	63	47	80	41			
1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	1/3 オクターブバンド 音圧レベル (db)																									
10	92																									
12.5	88																									
16	83																									
20	76																									
25	70																									
31.5	64																									
40	57																									
50	52																									
63	47																									
80	41																									
※16	対象となる電波	<p>電気通信業務用、放送業務用、気象業務用、人命と財産の保護・治安維持用、電気事業用、鉄道事業用</p> <p>具体的には、テレビ局、電話局、自衛隊、海上保安庁、漁業無線中継基地、市町村の防災無線等がある。なお、周辺に住宅がある場合、最も問題となるのはテレビ電波障害であり、送信地点、建設地点、受信地点の位置関係や風車規模によって変化する。事前の予測に基づき、反射領域と遮蔽領域に居住地域が含まれないように候補地点を設定するものとする。</p> <p>参考：電波障害</p> <p>電波障害については、影響の出る範囲を予測し、その範囲が住居と重ならないことを原則とする。しかしながら、風車のような複雑な形状をした構造物による影響を正確に予測することは困難であるとされる。したがって、現状では、風車の建設前の状況を調査によって把握しておき、何らかの障害が発生した場合に然るべき処置を行うことで対応が図られている。</p>																								

		建設後の調査によって、明らかに風車による影響が現れ、事業者が共同アンテナの設置、アンテナの改善処置等、必要な対応をとったという事例もある。
※17	総合通信局「電波伝搬障害」担当部署	電波伝搬障害防止制度への対応 (地表から31メートルを超える建築物等が対象：東北総合通信局 TEL 022-221-0605)
※18	環境保全対策	生活環境への影響を回避・低減するための環境保全対策を検討する。やむを得ず生じる影響については、事業の実施により損なわれる環境の持つ価値又は機能を代償するための措置を検討する。環境保全対策の優先順位は、①回避、②最小化、③低減、④代償措置とする。
※19	景観資源	山岳や湖沼等に代表される自然景観資源及び歴史的文化的価値のある人文景観資源をいう。 例：鳥海山、九十九島、寺社仏閣等
※20	視覚的な表現方法	合成写真、コンピューターグラフィック(CG)、ジオラマ(立体模型)等を使って表現する方法。
※21	配置、デザイン及び色彩	景観について客観的に評価することは難しいが、周囲の景観と調和が図られるよう配置、デザイン、色彩等について配慮する。
※22	景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害する	市は、3の(9)に掲げる専門家等の意見を聴取して判断する。
※23	光害(ひかりがい)	照明器具又は光源から発せられる光のうち、その目的とする照射範囲の外に漏れる光又は過剰な輝きが周辺に及ぼす安眠の妨げ、天体観測への影響、道路標識、信号機等の視認性の低下等の影響のことをいう。
※24	文化財保護法 第1条	(この法律の目的) 第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
※25	指定文化財	文化財関係法令の規定に基づき指定を受けた文化財
※26	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
※27	市が行う風力発電施設等に関する観光施策等	市が、観光パンフレット等を作成する際に、風力発電施設等の掲載に許可を与えること。産業観光の振興に協力すること。環境学習に対して協力すること。

(様式1)

年 月 日

にかほ市長 殿

住所 (法人は所在地)

氏名 (法人は名称及び代表者氏名)

〇〇風力発電事業の実施に係る事前協議届出書

風況調査に先立ち、下記のとおり〇〇風力発電事業を計画したので、関係書類を添えて届出します。

1	事業の名称	
2	事業主体	
3	事業予定地	にかほ市〇〇
4	事業規模	出力 k w × 基
5	運転開始予定時期	年 月 日 ~
6	担当部署・担当者	(TEL) (E-mail)
7	関係書類	・ 事業計画の概要 (目的、事業内容、資金計画、スケジュール等) ・ 事業予定地の位置図 ・ 主な眺望点から景観の変化を予測した合成図等 ・ 会社概要 ・ その他

(様式2)

年 月 日

にかほ市長 殿

住所 (法人は所在地)

氏名 (法人は名称及び代表者氏名)

〇〇風力発電事業の実施に係る届出書

風況調査の終了に伴い、下記のとおり〇〇風力発電事業を計画したので、関係書類を添えて届出します。

1	事業の名称	
2	事業主体	
3	事業予定地	にかほ市〇〇
4	事業規模	出力 k w × 基
5	運転開始予定時期	年 月 日 ~
6	担当部署・担当者	(TEL) (E-mail)
7	関係書類	・事業計画の概要 (目的、事業内容、資金計画、スケジュール等) ・事業予定地の位置図 ・主な眺望点から景観の変化を予測した合成図等 ・会社概要 ・自治会等の住民への説明会議事録及び確認書類 ・風況調査の結果 ・その他